

## ⑤保育を必要とする事由を確認するための資料と保育必要量・認定期間について

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居している内縁の夫・妻

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
月52時間（4時間/日、13日/月）以上の <u>就労</u>	月120時間未満の就労 …短時間	証明書にて届出を受けた 就労が続いている間	就労証明書 （P28～31 所定様式）
	月120時間以上の就労 …標準時間		
<u>出産の前後</u>	標準時間	出産月を中心に前後 2か月ずつ、計5か月の間	母子手帳の分娩予定日 のわかるページの写し
<u>病気、怪我、障害</u>	標準/短時間 （保護者の必要量に応じ て認定）	完治等により事由が 解消するまで	診断書または 障害者手帳の写し ※保育を必要とする状況が 明記されているもの
親族（長期入院等をしてい る場合を含む）の <u>介護・看 護</u> （原則4時間/日、13日 /月以上）	標準/短時間 （保護者の必要量に応じ て認定）	介護・看護を継続している間	診断書、障害者手帳の写 し、介護保険被保険者証 の写しのいずれか
<u>災害の復旧</u>	標準時間	災害復旧に従事している間	罹災証明または 状況説明書
<u>求職活動や起業の準備</u> を継 続的に行っている	短時間	効力発生日（認定開始日）から <u>2か月</u> ※活動の状況によっ ては延長する場合があります。	※子育て支援課にお問 い合わせください。
学校教育法に規定された学 校や職業訓練校に <u>在学中</u>	標準/短時間 （保護者の必要量に応じ て認定）	卒業（修了）予定日まで	在学証明書、カリキュラ ム、時間割表のすべて
育児休業取得時に既に保育施 設を利用している子どもがい て継続在園が必要な場合	短時間	育児休業を取得出来ている期 間中で、一定の期間（P18、Q&A のQ14参照）	就労証明書（所定様式） ※育児休業期間が明記 されたもの

※月120時間未満の就労の場合でも、勤務開始（終了）時間によっては標準時間で認定します。

**※下の子の育児休業を取得している状態で申込む場合は、職場への復帰が前提となります。**

### 産休・育児休業明けで利用申し込みをする場合の注意点

- 入園が決定した場合は、入園月内の職場復帰が条件となります。  
例：4月1日入園⇒4月中に職場復帰（5月1日復帰は×）
- 職場復帰とは、育児休業前の職場・会社（申込時に提出いただいた就労証明書上の会社・職場）に戻ることをいいます。  
※職場復帰を前提に加点しますので、退職・転職を予定している場合は加点されません。
- やむを得ない事情により、職場復帰できないことがわかった場合は、必ず子育て支援課にご連絡ください。
- 入園決定後、職場復帰をしていないことが判明した場合は退園（入園取消）になります。